

射水市災害復旧地域活動支援金について

1 趣旨

令和6年1月1日に発生した令和6年能登半島地震による被害の復旧に係る地域活動を行った自治会及び町内会（以下、「自治会等」）に対して、今後の地域コミュニティの維持及び地域活動の推進を図ることを目的に、支援金を交付するもの。

2 対象となる活動内容

公共の用に供されている道路などのほか、地域で広く公共的に利用されている構造物等の被害に対し、自治会等が主体となって行った復旧活動

（活動例）

- ・液状化により道路や側溝にあふれた土砂を自治会役員が集まり撤去した。
- ・地震で道路側に倒壊したブロック塀を町内会長の指示で複数の住民で撤去した。
- ・地震で被害のあった公民館（集会場）の瓦や壁の撤去を自治会員で行った。
など

3 交付額

一自治会等当たり 5万円（一律）

4 申請受付期間

令和6年3月18日から4月30日まで

5 申請に必要な書類

- ①申請書
- ②災害復旧活動を行った場所がわかる地図
- ③災害復旧活動の写真（活動前後や活動中のもの）
- ④その他、災害復旧活動の実績がわかるもの（例：活動に係る経費の領収書等）

6 予算対応

令和6年3月補正予算

2総務費 1総務管理費 11地域振興費 1-1地域振興費 5,000千円